

福岡医発第 901 号（地）  
令和 2 年 6 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松 田 峻一良  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

今般の新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資につきましては、本年 5 月 21 日付（福岡医発第 552 号（地））文書にてご連絡申し上げたところです。

この度、厚生労働省において、令和 2 年度第 2 次補正予算により、融資に必要な原資の積み増し等が行われるとともに、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充が行われることとなった旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、今般の融資の概要につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、融資の相談及び今後の手続等については、添付資料に記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について  
(令 2. 6. 12 事務連絡 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)

(介 66)  
令和 2 年 6 月 18 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

今般の新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資につきましては、本年5月12日付（介40）にてご連絡申し上げたところですが、この度、令和2年度第2次補正予算により、融資に必要な原資の積み増し等が行われるとともに、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充が行われることとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、今般の融資の概要につきましては添付の資料をご参照いただくとともに、融資の相談及び今後の手続等については、添付資料に記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について  
(令 2.6.12 事務連絡 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)

事務連絡  
令和2年6月12日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和2年度第2次補正予算により、

- ・融資に必要な原資を1兆3,200億円積み増し（3,844億円から1兆7,044億円）
- ・WAMの財政基盤を強化するため328億円の政府出資の追加（41億円から369億円）  
（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862  
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当連絡先（自治体担当者向け）】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係  
代表電話：03-5253-1111（内線2866）  
直通電話：03-3595-2616

## 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、貸付利率の拡充等を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

### ○経営資金

	通常の 融資	従来の 優遇融資	本件による優遇融資の 更なる拡充
融資率	70～80%	100%	100%
償還期間 (据置期間)	1年以上3 年以内(6 か月以内)	15年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年6月12 日現在)	0.803%	<p>《当初5年間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000万円まで：無利子</li> <li>・3,000万円超の部分は0.200%</li> </ul> <p>《6年目以降》0.200%</p>	<p>《当初5年間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6,000万円まで：無利子</li> <li>・6,000万円超の部分は0.200%</li> </ul> <p>《6年目以降》0.200%</p> <p><u>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった(地域密着型を除く)入所施設については、</u></p> <p><u>《当初5年間》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1億円まで：無利子</li> <li>1億円超の部分：0.200%</li> </ul> <p><u>《6年目以降》</u></p> <p>0.200%</p>
貸付金の 限度額	経営に必 要な資金	経営に必要な資金	経営に必要な資金
無担保	—	貸付金額6,000万円までは 無担保で融資が可能	貸付金額6,000万円までは 無担保で融資が可能
			<u>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった(地域密着型を除く)入所施設については、貸付金額1億円までは無担保で融資が可能</u>

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせ  
ください。

**(再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口)**

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862  
※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

## 無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

今般、令和2年度第2次補正予算により、**無利子貸付額を3,000万円から6,000万円に拡充**し、さらに、**感染者が発生した入所施設（地域密着型を除く）**に対しては、**無担保貸付額・無利子貸付額を1億円まで拡充**しています。

### 【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には 末尾連絡先 にご相談ください	前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）	
償還期間 (据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。		
貸付利率	当初 5年間	<b>6,000万円まで無利子</b> 6,000万円超の部分は <b>0.2%</b>	<b>1億円まで無利子</b> 1億円超の部分は <b>0.2%</b>
	6年目 以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額	なし		なし
無担保貸付	<b>6,000万円</b>		<b>1億円</b>

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

### 【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら  
[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等をつながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>